

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による  
健全化判断比率及び資金不足比率について

令和4年度決算に係る健全化判断比率につきましては、監査委員の審査を令和5年7月27日に実施し、適正である旨の意見を付して9月議会に報告しました。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和4年度	—	—	11.5	—
令和3年度	—	—	12.6	—
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	—

資金不足比率

(単位：%)

区 分	水道事業	農業集落排水事業	公共下水道事業
令和4年度	—	—	—
令和3年度	—	—	—

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

令和4年度は、黒字決算のため「—」(比率なし)となりました。

(2) 連結実質赤字比率

公営事業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。令和4年度は、黒字決算のため「—」(比率なし)となりました。

(3) 実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金等の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。令和4年度は、公営企業会計への繰出金の減少や普通交付税の増加等により1.1ポイント減少し、11.5%となりました。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。令和4年度は、地方債残高の減少、充当可能基金の増加等により、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、令和3年度決算に引き続き「—」(比率なし)となりました。

(5) 早期健全化基準

各比率がこの基準を超えると、財政健全化計画を定める必要がありますが、本町の比率は基準内です。

(6) 財政再生基準

各比率がこの基準を超えると、財政再生計画を定める必要がありますが、本町の比率は基準内です。

(7) 資金不足比率

本町の公営企業会計は資金不足の状態にないため「—」(比率なし)となりました。